

大分県監査委員監査基準

制定 令和2年3月3日大分県監査委員告示第1号

最終改正 令和4年3月31日大分県監査委員告示第1号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 実施基準（第5条—第13条）
- 第3章 報告等の基準（第14条—第19条）
- 第4章 雜則（第20条—第21条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第198条の4第1項の規定により、大分県監査委員（以下「監査委員」という。）が法令の規定により行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）の適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定め、もって、大分県（以下「県」という。）の事務の執行、県の経営に係る事業の管理等について、法令等に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、県民の福祉の増進に資することを目的とする。

(服務)

第2条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義にのっとり誠実な態度を保持するものとする。

- 2 監査委員は、法令及び大分県監査委員条例（昭和39年大分県条例第13号）の規定並びにこの基準に従い、その職務を遂行するものとする。
- 3 監査委員は、常に、独立的かつ客観的な立場で、厳正かつ公正不偏の態度を保持し、その職責上必要とされる正当な注意を払って、その職務を遂行するものとする。
- 4 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。監査委員でなくなった後においても、同様とする。
- 5 前3項の規定は、監査委員の事務を補助する職員（以下「事務局職員」という。）について準用する。この場合において、第2項及び第3項中「監査委員は、」とあるのは「事務局職員は、」と、前項中「監査委員は、」とあるのは「事務局職員は、」と、「監査委員で」とあるのは「事務局職員で」と読み替えるものとする。

(専門性等)

第3条 監査委員は、その職務を遂行するため、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関する専門知識の蓄積を図り、自らの能力の向上に努めるものとする。

2 監査委員は、事務局職員に対し、監査委員の職務がこの基準にのっとって遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

3 監査委員は、その性質上監査委員が自ら実施する必要があるものを除き、この基準に定める監査等の手続の一部を事務局職員に行わせることができる。

4 監査委員は、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するために、事務局職員に対し、適切に指揮及び監督をし、並びに必要な研修を受けさせるものとする。

(文書の作成)

第4条 監査委員は、監査等の計画、監査等の内容、判断の過程、監査等の証拠及び監査等の結果その他の監査委員が必要と認める事項について文書を作成し、適切に保存するものとする。

第2章 実施基準

(本章及び次章の規定を適用する監査等)

第5条 本章及び次章の規定を適用する監査等（以下本章及び次章において単に「監査等」という。）の種類は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

一 財務監査（法第199条第1項） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

二 行政監査（法第199条第2項） 事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

三 財政的援助団体等監査（法第199条第7項） 県が財政的援助を与えている団体並びに県が出資し又は支払保証を与えていたる団体、県が受益権を有する不動産信託の受託者及び県が公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。

四 決算審査

イ 歳入歳出決算審査（法第233条第2項） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか、予算が適正かつ効率的に執行されているか審査すること。

□ 企業会計決算審査（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号（以下「地公企法」という。））第 30 条第 2 項） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか、それらが経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、経営活動は経済性の発揮及び公共性の確保がなされているか審査すること。

五 例月出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項） 会計管理者、病院局長及び企業局長（以下「会計管理者等」という。）から提出された資料に基づき、毎月の計数を確認し現金の出納事務が正確に行われているか、検査すること。

六 基金運用状況審査（法第 241 条第 5 項） 基金運用状況書その他関係諸表の計数が正確であり、基金の運用が設置目的に従い、確実かつ効率的に行われているか審査すること。

七 健全化判断比率等審査

イ 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「健全化法」という。）第 3 条第 1 項） 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確に算定されているか審査すること。

ロ 資金不足比率審査（健全化法第 22 条第 1 項） 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確に算定されているか審査すること。

八 内部統制評価報告書審査（法第 150 条第 5 項） 知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること。

（監査等年間計画）

第 6 条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等年間計画を策定するものとする。

2 監査等年間計画には、監査等の種類ごとに、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

3 監査委員は、監査等年間計画を策定したときは、これを適宜の方法により公にするよう努めるものとする。

4 監査委員は、監査等年間計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査等年間計画を修正するものとする。

（リスクの識別と対応）

第7条 監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。本条及び次条第2項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

（内部統制に依拠した監査等）

第8条 前条のリスクの内容及び程度の検討は、内部統制の整備状況及び運用状況に基づいて行うものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

（監査等の証拠の入手）

第9条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

（指導的機能の發揮）

第10条 監査委員は、監査等を実施する過程において、正確性・合規性の不備や内部統制の重大な不備などを発見したときは、必要に応じて是正又は改善を行うよう指導助言等を行い、指導的機能を發揮するよう努めるものとする。

（各種の監査等の連携及び調整）

第11条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

（監査専門委員等の活用）

第12条 監査委員は、情報通信技術、建築、環境等の専門性が求められる分野について、必要に応じて監査専門委員等に、必要な事項を調査させることができる。

（外部監査人との連携及び調整）

第13条 監査委員は、監査等の実施に当たり、外部監査人との間で相互に連携を図るとともに、それぞれの監査等の実施に支障を来さないよう、必要に応じ調整を図るものとする。

第3章 報告等の基準

（監査の結果に関する報告）

第14条 監査委員は、法第199条第9項の規定により、財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、法第199条第10項前段の規定に基づき、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができる。

3 監査の結果に関する報告には、原則として次に掲げる事項を記載する。

- 一 この基準に準拠している旨
- 二 監査の種類
- 三 監査対象
- 四 監査対象機関名
- 五 監査を実施した期日又は期間
- 六 監査の主眼
- 七 監査の実施内容
- 八 監査の結果
- 九 その他監査委員が必要と認める事項

4 前項第八号の監査の結果には、次の各号に掲げる監査の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる旨又は認められない旨並びに是正又は改善を求める事項の有無及びその内容を記載するものとする。

- 一 財務監査 前項第一号から第七号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- 二 行政監査 前項第一号から第七号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- 三 財政的援助団体等監査 前項第一号から第七号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

5 監査委員は、法第199条第11項の規定に基づき、第1項の監査の結果に関する報告のうち次に掲げるものについては勧告することができる。

- 一 法令、条例及び規則並びにこれらの運用に関する告示その他の定めに明らかに違反しており、県民生活若しくは県政に重大な影響を及ぼしているもの、又は直ちに是正されなければ、県民生活若しくは県政に重大な影響を及ぼすと認めるもの
 - 二 第1項の規定により監査の結果に関する報告が提出された後、措置が講じられないもの又は措置が不十分であると監査委員が認めるもの
 - 三 前号の規定により勧告がなされた後、措置が講じられないもの又は措置が不十分であると監査委員が認めるもの
 - 四 その他監査委員が特に措置を講ずる必要があると認めるもの
- 6 前項の規定による勧告には、第3項に掲げるもののほか、勧告の内容及び理由を記載するものとする。

(公表)

第 15 条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- 一 監査の結果に関する報告の内容
- 二 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(検査の結果に関する報告)

第 16 条 監査委員は、法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事に提出するものとする。

- 2 検査の結果に関する報告には、原則として、この基準に準拠して検査を行った旨、検査年月日、検査の対象（対象時点の年月日及び会計名又は基金名）、検査の主眼並びにその他必要な事項及び検査の結果を記載する。
- 3 検査の結果として記載する事項は、重要な点において前項の記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていることが認められる旨又は認められない旨及びその理由とする。

(審査の結果)

第 17 条 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を知事に提出するものとする。

- 2 決算審査に係る意見には、原則として次に掲げる事項を記載する。
 - 一 審査の概要（この基準に準拠している旨、審査の対象、審査の方法及び審査の主眼並びにその他必要な事項）
 - 二 審査の結果（前号の記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められる旨又は認められない旨並びに予算の執行、収入支出及び財産に係る事務が適正に処理されていることが認められる旨又は認められない旨）
 - 三 審査意見（今後予算の執行、収入支出及び財産に係る事務を処理する上で留意する必要があると監査委員が認める事項の内容並びに是正又は改善を要する事実及び当該是正又は改善に係る監査委員の意見の内容）
 - 四 決算の概要その他決算審査に係る意見の内容の理解の促進に資する事項
- 3 基金運用状況審査に係る意見には、原則として次に掲げる事項を記載する。
 - 一 審査の概要（この基準に準拠している旨、審査の対象、審査の方法及び審査の主眼並びにその他必要な事項）
 - 二 審査の結果（前号の記載事項のとおり審査した限りにおいて、知事から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていることが認められる旨又は認められない旨）

三 審査意見（今後基金の適正かつ効率的な運用及び有効な活用をする上で留意する必要があると監査委員が認める事項の内容並びに是正又は改善を要する事実及び当該是正又は改善に係る監査委員の意見の内容）

四 基金の運用状況その他基金運用状況審査に係る意見の内容の理解の促進に資する事項

4 健全化判断比率等審査に係る意見には、原則として次に掲げる事項を記載する。

一 審査の概要（この基準に準拠している旨、審査の対象、審査の方法及び審査の主眼並びにその他必要な事項）

二 審査の結果（健全化判断比率審査にあっては、健全化判断比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合しつつ正確であることが認められる旨又は認められない旨、資金不足比率審査にあっては資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合しつつ正確であることが認められる旨又は認められない旨）

三 審査意見（健全化判断比率審査にあっては、県の財政の健全性に関し留意する必要があると監査委員が認める事項の内容並びに是正又は改善を要する事実及び当該是正又は改善に係る監査委員の意見の内容、資金不足比率審査にあっては県の公営企業の経営の健全性に関し留意する必要があると監査委員が認める事項の内容及び是正又は改善を要する事実及び当該是正又は改善に係る監査委員の意見の内容）

四 健全化判断比率の状況その他健全化判断比率審査に係る意見の内容の理解の促進に資する事項又は資金不足比率の状況その他資金不足比率審査に係る意見の内容の理解の促進に資する事項

5 内部統制評価報告書審査に係る意見には、原則として次に掲げる事項を記載する。

一 審査の概要（この基準に準拠している旨、審査の対象、審査の方法及び審査の主眼並びにその他必要な事項）

二 審査の結果（知事が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証検討を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であることが認められる旨又は認められない旨）

三 内部統制の重大な不備

四 審査意見（県の内部統制の有効性に関し留意する必要があると監査委員が認める事項の内容、並びに是正又は改善を要する事実及び当該是正又は改善に係る監査委員の意見の内容）

五 その他内部統制評価報告書審査に係る意見の内容の理解の促進に資する事項

- 6 内部統制評価報告書審査について、評価結果に係る記載の審査の対象から除外した事項又は部分があるときは、前項第二号に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項又は部分について記載した上で、当該事項又は部分を除外した範囲での限定的なものとして、前項の評価結果に係る審査の結果としての記載をするものとする。
- 7 監査委員は、知事が内部統制対象事務に係る内部統制は有効に整備され及び運用されていると評価している場合において、評価基準日における整備上の重大な不備とすべきもの又は評価対象期間における運用上の重大な不備とすべきものがあると認められるときは、評価結果に係る記載は相当であるとは認められない旨を審査の結果として記載するものとする。

- 8 第5項第三号の内部統制の重大な不備の記載は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるところにより記載するものとする。

- 一 内部統制評価報告書に県の内部統制対象事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備されていない又は評価対象期間において有効に運用されていないと記載されている場合において評価結果に係る記載は相当であることが認められる旨を審査の結果として記載する場合評価基準日において整備上の重大な不備がある旨又は評価対象期間において運用上の重大な不備がある旨を記載する。
- 二 内部統制評価報告書に評価の過程で発見された整備上の重大な不備について評価基準日までに是正したとして当該不備に係る内部統制は有効であると記載されている場合において評価結果に係る記載は相当であることが認められる旨を審査の結果として記載する場合当該不備が是正されている旨の記載をする。

(合議)

第18条 次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- 一 監査の結果に関する報告の決定、監査の結果に関する報告に添える意見の決定及び監査の結果に関する報告に係る勧告の決定（法第199条第12項）
- 二 決算審査に係る意見の決定（法第233条第4項・地公企法第30条第5項）
- 三 基金運用状況審査に係る意見の決定（法第241条第6項）
- 四 健全化判断比率等審査に係る意見の決定（健全化法第3条第2項（第22条第3項において準用する場合を含む。））
- 五 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定（法第150条第7項）
- 2 監査委員は、法第199条第13項の規定により、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、合議により決定することがで

きない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

- 3 監査委員は、前条の意見について、各監査委員の意見が一致しないことにより、合議により決定することができない事項がある場合には、当該事項を除外した上で、合議により意見の決定をするものとする。

(措置状況の公表等)

第19条 監査委員は、法第199条第14項前段の規定により監査の結果に関する報告を提出した者から当該監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の内容の通知を受けたときは、同項後段の規定により、当該措置の内容を公表するものとする。

- 2 監査委員は、法第199条第15項前段の規定により監査の結果に関する報告に係る勧告を受けた者から当該勧告に基づき講じた措置の内容の通知を受けたときは、同項後段の規定により、当該措置の内容を公表するものとする。
- 3 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

第4章 雜則

(第2章及び前章の規定を適用しない監査等)

第20条 監査委員は、第2章及び前章の規定を適用しない監査等については、関係法令及び大分県監査委員条例の定めるところにより、この基準の趣旨に鑑み、適切にこれらを実施し、及びその結果等の報告等を行うものとする。

(委任)

第21条 この基準に定めるもののほか、監査等の実施に関し必要な事項は、監査委員が別に定める。

附則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。